

鳥取県国際経済変動緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県国際経済変動緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中国でのロックダウン実施等を契機とした国際経済変動（以下「ウクライナ危機等の国際経済変動」という。）により、海外との原材料、部品や製品等の取引が困難になっている鳥取県内に本社を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下「県内中小企業者」という。）が、国際取引によるサプライチェーンやマーケットの再構築等について緊急的対応を行う取組を支援することにより、県内経済の維持、発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める場合は、別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告書は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和5年2月28日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(結果の公表等)

第8条 商工労働部長は、必要に応じて補助事業の結果について公表することができる。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

別表1（第3条、第6条関係）

1 補助事業 ^{注1}	2 補助対象経費 ^{注2}	3 事業実施主体	4 補助率等	5 補助事業実施期間	6 重要な変更
ウクライナ危機等の国際経済変動により海外との原材料、部品や製品等の取引が困難になっている状況を受け、国際取引によるサプライチェーンやマーケットの再構築等に緊急的に取り組む任意の事業	調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓委託費、感染症対策費、雑費等（別表2のとおり）	県内中小企業者	補助率 2分の1 上限額 1,000千円	交付決定日から令和5年1月31日まで	(1) 補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更 (2) 本補助金の増額を伴う変更

注1 補助事業について

- ・補助申請内容について他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助事業の対象としない。

注2 補助対象経費について

- ・消費税及び地方消費税額は、補助対象経費には含まない。
- ・補助対象経費は、補助対象事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等を確認できるものに限る。
- ・交付決定額は、補助対象経費に補助率を乗じて算定した額を上限とする。
- ・交付決定前に発注、購入（支払）、契約等を実施したものは、補助対象経費には含まない。

別表2（別表1関係）

経費区分	内 容
調査・コンサルティング・マーケティング費	国際経済変動・海外市場・ビジネス環境等に係るマーケティング、ビジネスパートナーの斡旋、海外拠点の設置等に係る調査・コンサルティングに関する経費
専門家謝金	指導・助言を受ける外部専門家への謝金
旅費交通費 ^{注1}	職員及び外部専門家等の国内及び海外での移動・宿泊に要する経費
商談会・展示会出展費	商談会出展経費（装飾費含む）、商談会会場経費
各種認証取得費	新市場への新規参入や商材の新規輸出に当たり必要となる各種認証取得費
現地販路開拓委託費	代行営業等、海外現地での販路開拓を委託する費用
感染症対策費	現地での感染予防経費（ハイヤー移動に要する経費等）、PCR検査費、出入国時の隔離措置に要する経費
雑費 ^{注2}	サンプルの輸送に係る通信運搬費、雑役務費、保険料、通関費用、各種検査料・手数料等（上の経費区分に入るものを除く）

注1 旅費交通費について

- ・補助事業者の内部規定に関わらず、実際に要した費用とする。
- ・事業に必要な最小限の人数に係る旅費交通費を補助対象とする。
- ・航空機や船舶の運賃については、実際の利用に関わらずエコノミークラスの運賃相当額を上限とする。また、鉄道やバス等の運賃については、普通旅客運賃又は急行料金に指定席料金を合算した額を上限とし、特別車両料金、コンパートメント料金等の特別に付加する費用は対象外とする。
- ・旅券取得費用、海外保険費用は対象外とする。
- ・国内旅費は、海外との往来に伴う場合に限り最低限必要な費用とする。なお、タクシー代、ガソリン代は対象外とする。
- ・食事代、日当は対象外とする。

注2 雑費について

- ・雑費は、サンプルの輸送に係る経費とし、サンプルの購入、製造等に係る経費は対象外とする。
- ・製品、商品（サンプルは除く）の輸送経費は、対象外とする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県国際経済変動緊急対策補助金事業計画（報告）書

1 申請者概要

企業名			
代表者職・氏名			
所在地	〒		
資本金	千円	従業員数	人
主たる業種	（日本標準産業分類の小分類）		
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。	申請に当たり、次の事項について相違ないことを誓約します。		
	誓約	項目	
		暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。	
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。		

2 事業計画名

3 事業実施期間

年 月から 年 月まで

注：事業実施期間は、令和5年1月31日までとする。

4 事業概要

【事業の全体概要】

5 事業実施の目的等

【ウクライナ危機等の国際経済変動により受けている影響】
【事業実施の緊急性、目的】

6 事業内容及び期待される成果等

【取組の具体的な内容、実施体制、スケジュール、期待される成果等】

7 県外発注の有無 有 ・ 無

注1 県外発注の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2 「有」の場合は、表内に県外発注する経費及び県外発注する理由を記入してください。

8 他の補助金等の活用の有無 有 ・ 無

注3 他の補助金等の活用（予定を含む）の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注4 「有」の場合は、表内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください。

9 消費税の取扱い 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

10 担当者連絡先

部署名			
職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県国際経済変動緊急対策補助金収支（予算・決算・変更）書

1 収入の部 (単位:千円)

区 分	金 額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金（C）		
その他		
補助事業総額（A）		

2 支出の部 (単位:千円)

補助対象経費	主な内容	事業に要する （した）経費	左記の経費のうち 補助対象経費	備 考
合 計		(A)	(B)	

- ※ 主な内容欄には積算を明記すること。
- ※ 金額は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記載すること。
- ※ 収入の部の「補助事業総額（A）」と支出の部の「左記の経費のうち補助対象経費（B）」の合計額は同額とすること。

3 補助金申請金額

補助金交付申請額 (C)	千円	(B) × 補助率又は補助金上限額 (いずれか低い額を左記に記入)
-----------------	----	--------------------------------------

年 月 日

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県国際経済変動緊急対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県国際経済変動緊急対策補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県国際経済変動緊急対策補助金交付要綱（令和4年6月13日付第202200062118号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。